

流域関連木津川市公共下水道事業全体計画等変更業務 (木津川上流処理区・洛南処理区)

業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、木津川市における、公共下水道事業計画の変更に当り、特記仕様書に示す事項について下水道に関する基本計画及び、下水道法第4条に規定する事業計画、また、都市計画法第60条に規定する事業計画の変更に必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って木津川市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、総合技術監理技術士（下水道、）技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

(1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了後に木津川市の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、木津川市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 参考資料の貸与

木津川市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、木津川市、受託者の協議によるものとする。

第2章 参考図書

2.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）（国土交通省都市・地域整備局下水道部）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省都市・地域整備局下水道部）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、各処理区毎とし特記仕様書のとおりとする。

公共下水道全体計画検討業務

第4章 計画

4.1 一般的事項

受託者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

4.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

4.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

4.4 調査及び計画

受託者は、木津川市より提供した資料、受託者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて全体計画を作成するものとする。

4.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

下水道法による事業認可検討業務

第5章 設計

5.1 一般的事項

受託者は、設計に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときには遅滞なく打合わせを行うものとする。

5.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

5.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

5.4 設計

受託者は、木津川市より提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

5.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

都市計画事業認可申請図書作成業務

第6章 図書の作成

6.1 一般的事項

受託者は、図書の作成に当たり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の事業計画との関連性、事業の施行等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合わせを行うものとする。

6.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

6.3 図書の作成

受託者は、木津川市の提供した資料、受託者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分検討した後、関係法令を厳守し、別紙「標準業務内容」に基づき作成するものとする。

6.4 まとめと照査

受託者は、木津川市より提供した資料、受託者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて全体計画を作成するものとする。

6.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

特 記 仕 様 書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「流域関連木津川市公共下水道事業全体計画等変更業務委託標準仕様書」第1章1.1及び1.2に定める「特記仕様書」とする。

同一事項については、特記仕様書が優先するものとし、特記仕様書に定めていない事項については、前記標準仕様書によるものとする。

2. 業務の内容（区域については別添図のとおり）

2-1 業務の目的

本業務は、京都府木津川流域関連木津川市公共下水道及び京都府木津川上流流域関連木津川市公共下水道について、近年の人口推移や区画整理事業の進展などの社会情勢の変化、さらには、上位計画である大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画（流総計画）や京都府水洗化総合計画（水洗化計画）の見直しなど、様々な下水道事業を取り巻く環境の変化を勘案し、効率かつ適正な下水道事業計画を策定し、全体計画の変更、下水道法事業認可の変更、都市計画法事業認可の変更を行うことを目的とするものである。特に木津川上流区域の小川排水区においては、既設計業務成果の検証をはじめ、流出係数等の再設定、雨水調整池の規模や位置選定、施工可能な断面計画策定を行い、事業実施可能な計画策定に基づき事業認可の変更を行うものとする。

2-2 木津川流域（洛南処理区）の業務概要

- 1) 流総計画との整合を図り人口及び汚水量等を設定する。
 - ・流総計画が変更されたことに伴い、フレーム、原単位、水量等の整合変更を行う。
- 2) 水洗化計画に基づき計画区域の見直しを行う。
 - ・神童子地区・JR線以東及び調整区域等、個別処理に変更するため計画区域の削除を行い、新たに24号線沿線区域の追加等を行う。
- 3) 処理分区分人口、汚水量の設定を行う。
 - ・近年の地区別人口推移を基本に処理分区配分を検討する。
- 4) 既認可策定期間からの事業実績を反映する。
 - ・平成20年度～平成23年度の工事出来形の反映を行う。
 - ・平成24年度以降の工事予定内容も併せて組込み調整を行う。
- 5) 事業施行期間の延伸を行う。
 - ・現行認可の事業期間が平成25年度末であるため、上位計画である木津川流域下水道計画と調整を行った結果により、事業年度の延伸を行う
- 6) 事業認可図書の作成を行う。
 - ・現時点の整備状況を反映し上位計画と整合のとれた事業認可図書（下水道法・都市計画法）の作成を行う。
 - ・資金計画については認可年度内の整備予定を考慮して策定する。
 - ・要整備個所の認可区域拡大（12.3ha）を行う。

2-3 木津川上流流域（木津川上流処理区）の業務概要

- 1) 流総計画との整合を図り人口及び汚水量等を設定する。
 - ・流総計画が変更されたことに伴い、フレーム、原単位、水量等の整合変更を行う。
- 2) 処理分区分人口、汚水量の設定を行う。
 - ・近年の地区別人口推移を基本に処理分区分配を検討する。
 - ・施設排水量は実績を考慮した配分を検討する。
- 3) 既認可策定期間からの事業実績を反映する。
 - ・平成 18 年度～平成 23 年度の工事出来形の反映を行う。
 - ・平成 24 年度以降の工事予定内容も併せて組込み調整を行う。
- 4) 木津中央地区（246ha）の管渠計画の出来形に基づいて認可図面等の更新を行う。
 - ・区画整理事業地区（UR）においては事業完了の目途が得られたことから、過去の事業実績を反映して、区画割施設平面図、流量計算表、その他関係資料を作成する。
 - ・汚水及び雨水の作成した資料をもとに事業認可図書の調整を行う。
- 5) 事業施行年度の延伸を行う。
 - ・現行認可の事業期間が平成 24 年度末であるため、上位計画である木津川上流流域下水道計画と調整を行った結果により、事業年度の延伸を行う
- 6) 事業認可図書の作成を行う。
 - ・現時点の整備状況を反映し上位計画と整合のとれた事業認可図書（下水道法・都市計画法）の作成を行う。
 - ・資金計画については認可年度内の整備予定を考慮して、UR 地区も含めて策定する。
 - ・区域の増減は該当なし。

2-4 木津川上流区域小川排水区の業務概要

- 1) 計画諸元の見直し設定
 - ・市街化の状況を考慮して、流出係数の再検討を行う。
 - ・粗度係数は根拠の設定を明示しつつ再検討を行う。
- 2) 現況評価図書の作成
 - ・流域内の調査、既存計画をもとに、現況区画割施設平面図、流量計算表の作成を行う。
 - ・現況の流下能力整理を行う。
- 3) 雨水排水計画の策定
 - ・現況評価図書を基に排水計画を策定する。
 - ・流域内の排水体系の合理性を考慮した排水計画を策定する。
- 3) 雨水調整池の位置、規模、方式の検討を行う。
 - ・現計画では JR 以東の排水区域について、全量貯留案と一部下流流下案の 2 種類があるため、流域全体を考慮した中で合理性かつ実現性のある案を策定する。
 - ・現計画の方式、位置においては実現性が困難と考えられるため、計画の見直しを行う。
- 4) 施工可能な改修断面の設定を行う。
 - ・流域内はほぼ密集した既成市街地であり現況水路の拡幅は困難な状況である。
 - ・国道や JR 横断、一級河川木津川堤防の近接工事もあり施工困難が予測できる。
 - ・このため施工性を考慮した断面計画を策定すること。
- 5) JR 木津駅東地区の雨水計画策定を行う。
 - ・JR 以東の区域は市街化の進展が予測できるために、将来の状況を考慮した排水計画を立案する。

6) 事業認可図書の作成を行う。

- ・ 以上の内容を反映した事業認可図書（下水道法・都市計画法）を策定する。
- ・ 資金計画については認可年度内の整備予定を考慮して、UR地区も含めて策定する。
- ・ 排水区の既成市街地部分（164.7ha）の認可区域拡大を行う。

2-5 関係機関との協議

- 1) 京都府と法手続きを進めるために必要な協議資料作成を行う。
- 2) 小川排水区の雨水調整池や水路改修に伴う占用申請に係わる機関、その他の関係機関との協議資料作成を行うこと。

2-6 他事業計画との整合

計画区域内に公共事業その他の関連事業がある場合には、内容の整合を図ること。

2-7 本特記仕様書に明記のないものについては、監督職員と協議し指示を受けるものとする。

3. 作業項目

本業務における作業項目は、表－1、表－2及び表－3に示すとおりである。

表－1 全体計画の作業項目

作業項目		洛南	上流
1 基礎調査	現地踏査		○
	都市計画関連資料収集整理	○	○
	汚水計画関連資料収集整理	○	○
	雨水計画関連資料収集整理		○
	現存の下水道及びし尿処理の状況	○	○
	まとめと照査	○	○
2 下水道整備の基本方針の確認		○	○
3 基本事項の検討	整備目標	○	○
	計画区域の確認	○	○
	計画フレームの設定	○	○
	汚水量原単位	○	○
	計画汚水量	○	○
	汚濁負荷量原単位	○	○
	計画汚濁負荷量	○	○
	計画降雨強度		
	流出係数の算定		○
	設計基準の確認	○	○
	まとめと照査	○	○
4 財政計画の策定	概算事業費	○	○
	事業計画	○	○
5 提出図書の作成		○	○
6 計画協議	発注者との設計協議	○	○

表－２ 下水道法による事業認可設計の作業項目

作業項目		洛南	上流
1	基本作業の確認	○	○
2	認可区域及び認可区域計画フレームの設定	○	○
	計画汚水量、汚濁負荷量の算定	○	○
	まとめと照査	○	○
3	測量(別途直接経費にて計上)		
	施設設計の基本方針	○	○
	枝線ルートの設定	○	○
	区画割及び面積測定	○	○
	流量計算	○	○
	雨水管渠計画との調整		○
	区画割平面図作成	○	○
	幹線管渠縦断面図作成	○	○
	幹線管渠の施設平面図作成	○	○
	幹線管渠の流量計算表作成	○	○
	下水道計画一般図作成	○	○
	特殊構造物の構造図作成(別途業務)		
	関連管理者協議用図書作成	○	○
概算事業費の算出	○	○	
まとめと照査	○	○	
4	測量(別途直接経費にて計上)		
	施設設計の基本方針		○
	既設水路の流下能力検討		○
	枝線ルートの設定		○
	区画割及び面積測定		○
	流量計算		○
	区画割平面図作成		○
	幹線管渠縦断面図作成		○
	幹線管渠の施設平面図作成		○
	幹線管渠の流量計算表作成		○
	下水道計画一般図作成		○
	特殊構造物の構造図作成(別途業務)		
	関連管理者協議用図書作成		○
雨水流出抑制対策の検討(別途業務)			
概算事業費の算出		○	
まとめと照査		○	
5	年度別整備計画	○	○
	年度別事業費の算出	○	○
	財源計画	○	○
	まとめと照査	○	○
6	事業計画書	○	○
	事業計画説明書	○	○
	申請図面まとめ	○	○
	その他参考図書まとめ	○	○
	まとめと照査	○	○
7	計画協議	○	○

表－3 都市計画事業認可申請図書作成の作業項目

作業項目	洛南	上流
1 基本事項の打合せ	○	○
2 計画図	○	○
3 申請書	○	○
4 参考図書	○	○
5 まとめと照査	○	○

4. 提出図書

4－1 全体計画

- (イ) 全体計画一般図 …………… 2部
- (ロ) 全体計画説明書(A4) …………… 2部

4－2 下水道法事業認可

(1) 事業計画申請図書

- (イ) 事業計画書(A4) …………… 5部
- (ロ) 事業計画説明書(A4) …………… 5部
- (ハ) 下水道計画一般図(汚水、雨水)(1/10,000) …………… 陽画着色5部と原図
- (ニ) 主要な管渠の区画割平面図(汚水、雨水)(1/2,500) …… 陽画着色5部と原図
- (ホ) 主要な管渠の縦断面図(汚水、雨水)
(横1/2,500 縦1/100) …………… 陽画5部と原図
- (ヘ) 主要な管渠の流量計算書 …………… 陽画5部と原図

(2) その他参考図書

- (イ) 新旧対照図(汚水、雨水)(1/10,000) …………… 陽画着色5部と原図
- (ロ) 年次別事業計画図(汚水、雨水)(1/10,000) …………… 陽画着色5部と原図
- (3) 詳細管渠流量計算表(汚水、雨水)(A4) …………… 2部
- (4) 事業計画(変更)認可申請書(A4製本) …………… 10部

4－3 都市計画法事業認可

(1) 事業認可申請書

- (イ) 申請書(A4) …………… 5部
- (ロ) 資金計画書(A4) …………… 5部
- (ハ) 概要書(A4) …………… 5部

(ニ) 事業地を表示する図面

- ① 下水道計画一般図(位置図)
(汚水、雨水)(1/10,000) …………… 陽画着色5部

及び原図

- ② 主要な管渠の施設平面図(汚水、雨水)(1/2,500) …… 陽画着色5部

(ホ) 設計の概要を表示する図面

- ① 主要な管渠の平面図(汚水、雨水)(1/2,500) …………… 陽画5部

(ヘ) その他参考図書

- ① 新旧対照図(汚水、雨水)(1/10,000) …………… 陽画着色5部と原図

- ②年次別事業計画図(汚水、雨水) (1/10,000) …………… 陽面着色 5部と原図
 ③字界図(汚水、雨水) (1/10,000) …………… 陽面着色 5部と原図
 ④都市計画用途地域図(1/10,000) …………… 5部
 (2) 都市計画事業(事業計画変更)認可申請書(A4製本) …………… 10部
5. 打合せ議事録 …………… 2部
6. 電子データCD-ROM…………… 2枚
7. 設計数量

表-4 設計数量

(単位: ha)

			全体計画	下水道法認可	都市計画法認可	備考
木津川 上流	汚水	現計画	1,432.7	1,186.3	1,186.3	実績組込、木津中央まとめ
		変更	0.0	0.0	0.0	
		変更案	1,432.7	1,186.3	1,186.3	
	雨水 (小川、木 津中央)	現計画	426.9	262.2	262.2	木津中央まとめ
		変更	0.0	164.7	164.7	小川再検討、区域拡大
		変更案	426.9	426.9	426.9	
洛南	汚水	現計画	255.5	198.8	198.8	区域削除、実績組込
		変更	-7.6	4.7	4.7	区域拡大、削除
		変更案	247.9	203.5	203.5	
計	汚水	現計画	1,688.2	1,385.1	1,385.1	
		変更	-7.6	4.7	4.7	
		変更案	1,680.6	1,389.8	1,389.8	
	雨水	現計画	426.9	262.2	262.2	
		変更	0.0	164.7	164.7	
		変更案	426.9	426.9	426.9	